

令和6年6月

保護者の皆様へ

南城市健康福祉部こども保育課

令和5年度 大里こども園における施設型給付費について(お知らせ)

平成27年4月1日より施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「施設型給付・地域型保育給付」という財政支援制度が創設されました。

この制度は、保護者への個人給付を基礎としていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため保護者へ直接給付せず、市から各施設へ直接支払う仕組み(法定代理受領という)となっております。

大里こども園の場合、施設型給付費の支給元と受領先がともに「南城市」であるため、運営に係る経費のうち保護者負担分だけでは不足する部分に税などの一般財源を充て、施設型給付費を支給しております。

つきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26 年内閣府令第39 号)第14 条第1項(第50 条 において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないとなっていることから、令和5年度の実績を報告致します。

なお、この通知により追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

問い合わせ先

こども保育課 保育こども園係

TEL:098-917-5343

令和5年度 大里こども園 施設型給付費相当額(令和 5 年度決算資料参考)

歳 入	歳 出
施設型給付費相当分（税などの一般財源） 158,117,149 円 A	大里こども園の運営に係る経費（人件費、事業費、管理費等） 187,569,742 円
利用者負担額（一時預かり保育料、延長保育料、給食費） 12,960,050 円	
その他の収入（特定財源） 16,492,543 円	
大里こども園年間入所延べ児童数（1 号及び 2 号） 2,458 人 B	
児童一人当たりの施設型給付費（月額） A ÷ B 約 64,327 円	